

平成 22 年 5 月 12 日

デジタルネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会
技術ワーキングチーム アジェンダ（案）

デジタルネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会技術に関するワーキングチーム第3回会合において、各構成員に技術WTに係るアジェンダ案の提案を依頼した。各構成員から寄せられた提案について、以下のとおりまとめた。

以下の各項目は、技術的課題を具体的に検討するために、技術WTとして仮にあらかじめ設定したものであり、懇談会及び利活用WTにおいて議論される方向性の議論を予断するものではない。

- | |
|--------------------------------------|
| 1 電子出版を様々なプラットフォーム、様々な端末で利用できるようにする。 |
| 2 電子出版を様々なプラットフォーム、様々な端末で提供できるようにする。 |

（岩浪構成員）

- ・ユーザーが自由に端末を選択し、様々な書籍を読むことができるようにする。
- ・出版社が安心して書籍のデジタル化や電子書籍の制作に投資できるようにする。
- ・端末メーカーが PC に近い高機能な端末から電子ペーパーのような端末まで多様な端末の開発ができるようにする。

（植村構成員）

- ・誰もが自由に市場参入できて、ビジネスできる。
- ・日本語表現のファイルフォーマットの標準化の推進。

（尾崎構成員）

- ・ユーザーから見て、端末、ネットワーク等の種別を意識することなく、全てのコンテンツにいつでも自由にアクセスできるようにする。
- ・ユーザーから見て、目的としているコンテンツに対して、サービス内容や価格面での複数の（様々な）選択肢が提供されるようにする。

（下川構成員）

- ・出版物の交換用（中間）データ形式 JapaX のような位置付けの XML の仕様策定や標準化、関連ツール開発も重要。

（中村主査代理代理菊池氏）

- ・どんな小さな出版社でもデジタル出版が可能ないようにする。

（坂東構成員）

- ・どのフォーマットが世界標準になっていくかを見据えつつ、日本語表現拡張の提案。

（平井構成員）

- ・出版社の既存電子化作品のシームレスな活用の確保（出版社において既に存在する電子化作品・資産の有効活用）

（丸山構成員）

- ・ファイルフォーマット

3 海外の出版物に自由にアクセスできるようにするとともに、日本の出版物を世界へ発信する。

(植村構成員)

- ・国際協調と整合性をとりながら、日本語表現を可能にする。
- ・日本のキラークンテンツであるコミックを世界中の人々に最良の表現で届けられるようにする。
- ・日本語表現のファイルフォーマットの標準化の推進。

(下川構成員)

- ・EPUBの推進。

(中村主査代理代理菊池氏)

- ・海外で日本語の書籍が利用できるようにする。

4 電子出版を紙の出版物と同様に長い期間にわたって利用できるようにする。

(岩浪構成員)

- ・ユーザーが電子書籍を購入した時に、通常の書籍を購入した時と同じように所有し利用できるようにする。

(尾崎構成員)

- ・ユーザーから見て、電子書籍機器の世代交代に依存することなく、コンテンツのアップコンパチビリティが確保されるようにする。

(田中構成員)

- ・公文書、歴史史料等の公共性の高い情報資源を含め、電子形態の出版物を長期にわたり利用できるようにする。

5 あらゆる出版物を簡単に探し出して利用することができるようにする。

(岩浪構成員)

- ・公的利用・商業利用、アーカイブ・デジタル出版ストアに限らず、各プレイヤーや利用者がどんな書籍があるのかを簡単に探し出せるようにする。

(尾崎構成員)

- ・ユーザーから見て、紙での保管とデジタルでのアーカイブを自由に選択できるようにする。

(田中構成員)

- ・電子／紙、新刊／古書の違いを越えて、すべての出版物をその本文内容から検索し、入手利用できるようにする。

(常世田構成員)

- ・効率的に検索すること、コンピュータによる目録や書誌情報の流通を容易にすること、データベースによる多面的な検索を容易にすること、刊行前の書誌データを網羅的に提供す

ること等を実現するため、廉価で正確で迅速な MARC (Machine Readable Cataloging) の整備。

(坂東構成員)

- ・コンテンツ流通促進に向けた国内書籍のメタデータ（検索対象）の業界標準仕様の確立。

6 出版物間で、字句、記事、目次、頁等の単位での相互参照を可能とし、関連情報・文献の検証や記録を容易にする。

(植村構成員)

- ・論文や記事単位、マイクロコンテンツ単位での管理コードを確立する。

(尾崎構成員)

- ・ユーザーから見て、購入したコンテンツを個人的に再利用がしやすい環境を自由に構築できるようにする。

(丸山構成員)

- ・コンテンツコード（管理コード等）

7 電子出版を紙の出版物と同様に貸与することができるようにする。

(岡本構成員)

- ・国立国会図書館の所蔵する膨大な書籍データを館外利用できるようにする。
- ・国立国会図書館が、インターネットを通じて一般利用者に書籍を閲覧する機会を提供できるようにする。
- ・国立国会図書館が、電子出版を行う者にソースデータを提供できるようにする。

(尾崎構成員)

- ・書籍のつくり手、売り手の利益を守りつつ、購入後のコンテンツを家族や友人など特定のコミュニティ内で紙の書籍と同様に貸与することができるようにする。

(中村主査代理代理菊池氏)

- ・図書館から貸し出しが引き続きできるようにする。

8 出版物のつくり手、売り手の経済的な利益を守る。

9 出版物のつくり手の意図を正確に表現できるようにする。

(植村構成員)

- ・異字体なども含む言語・オープンフォントを確立する。

(岡本構成員)

- ・著作者などの権利や個人情報を保護する仕組みとその運用ルールとを明らかにする。

(尾崎構成員)

- ・書籍のつくり手、売り手の利益を守りつつ、購入後のコンテンツを家族や友人など特定のコミュニティ内で紙の書籍と同様に貸与することができるようにする。

(坂東構成員)

- ・DRM技術に関して、(デジタル映像配信・デジタル音楽配信と異なる) デジタル書籍配信に固有に求められるライセンスコントロールルールを確立する。

(平井構成員)

- ・簡便かつリーズナブルな課金決済システム（広く国民一般が利用可能で、高度なセキュリティを持ち、取りっぱぐれがなく、決済手数料が限りなくゼロに近い仕組み）。
- ・利用シーンに応じたユーザー認証システム（プライバシーを保証しつつ、様々な利用者による正当な利用に対して、どこでも簡便に認証できるシステムの整備もコンテンツの提供に不可欠）。
- ・既存出版物における多様な日本語表現の検証

(丸山構成員)

- ・DRM（著作権保護）
- ・言語（オープンフォント等）
- ・課金ID（オープンID、少額課金システム等）

(三田構成員)

- ・異字体を正確に表示できるようにする。
- ・集中管理機構を置いて、すべてのコンテンツを利用可能にする。
- ・書店などにプリント・オン・デマンドのシステムを設置する。

10 障害者、高齢者、子ども等の身体的な条件に対応した利用を増進する。

(中村主査代理代理菊池氏)

- ・障害者の読書機会を増大するようにする。
- ・高齢者等向けにユニバーサルデザインを確保するようにする。

(田中構成員)

- ・電子書籍の特性を活用し、障がい者のコンテンツ利用を保障するとともに、高齢者、子ども等に適した利用を増進する。

(三田構成員)

- ・ボランティアによる音訳コンテンツを活用する。

(岩浪構成員)

- ・義務教育課程の全ての小中学生が持てるようなデジタル教科書を想定する。
- ・一般の学生や研究者などの学習に役立つようなデジタル教科書を想定する。